

環境配慮について

【1】豊中市の取組み

豊中市では、農地や遊休地の宅地化や建て替えによる土地の細分化など土地の高度利用化等が進み、都市としての「更新期」を迎えている状況のなか、公害対策や自然環境の保全をはじめとする地球環境問題への取組みとして、将来に亘り、市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を実現するため「環境基本条例」を制定し、市民・事業者・NPO・市が協働してよりよい環境づくりに取り組んでいます。

【2】環境配慮指針

環境配慮指針は、“創ろう風と光とせせらぎとふれあいのまち とよなか”の実現に向けて、豊中市環境の保全等の推進に関する条例（平成17年制定）に基づき、開発や事業実施において環境に配慮すべき具体的な事項を「配慮項目」とし、その内容を「環境の保全のための措置」として規定したもので、環境配慮の目安・目標又はガイドラインといえるものです。各事業者が環境に対する配慮を計画の早い段階から検討し、環境の保全のための措置を実施しやすくするために作成したもので、敷地内緑化、雨水浸透、雨水利用等について協議を行います。

一定規模以上の事業を行う場合は、豊中市土地利用の調整に関する条例による開発行為等の届出前、もしくは建築行為等の届出前までに環境配慮協議申出書を提出し、協議をお願いします。

【3】届出対象となる事業規模

| 事業の種類 | 対象規模・内容 |
|--|---|
| 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業 | 施行区域の面積が1,000㎡以上のもの |
| 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業 | |
| 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を受けて行う開発行為の事業 | 開発区域の面積が1,000㎡以上のもの |
| 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成の事業 | 土地の面積が1,000㎡以上のもの |
| 建築物の新築又は増改築の事業 | (1)建築物の新築の事業で、敷地面積が1,000㎡以上のもの (2)建築物の増改築の事業で、該当建築物の増改築後の延べ面積が、平成17年10月1日における当該建築物の延べ面積の1.2倍以上となるもの (当該建築物の敷地面積が1,000㎡以上のものに限る) |
| 駐車場又は資材置場の新設又は増設の事業 (前項に掲げる事業に該当するものを除く) | 駐車場又は資材置場の用に供する土地の面積が1,000㎡以上のもの |
| その他 | (1)豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年豊中市条例第31号）第2条第5号イに該当する開発行為であって、開発区域の面積が1,000㎡以上のもの (2)池の埋立ての事業 |

※開発行為や区画整理事業により造成された敷地における事業については、上記の事業規模以下であっても、協議は必要です。
その他、配慮項目や届出に関する詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

豊中市 環境部 環境政策課 環境企画係

第一庁舎 5階 TEL 06-6858-2107